

# 豊田市民生委員・児童委員候補者の推薦並びに選出方針

平成30年7月

豊田市民生委員・児童委員（以下「委員」という。）の推薦並びに選出の方針は次のとおりとする。

## 1 推薦の基本方針

委員の推薦は、民生委員法第6条に規定する「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて、児童委員としても、適当である者」を確保し、将来にわたって積極的な活動が期待できる者を推薦する。

## 2 委員候補者の選出方法

委員候補者の選出にあたっては豊田市区長会に依頼することとし、各自治区長から委員候補者を選出していただくものとする。また、円滑に選出事務が進められるよう、民生委員児童委員に候補者選出に関する協力を依頼する。

## 3 委員の配置基準

委員の配置は、「豊田市民生委員児童委員の定数方針について」に基づき設定する。設定にあたっては、豊田市区長会に意見聴取を行い、上記の定数方針と地域の意見を勘案して設定する。

## 4 委員の資格要件

民生委員法及び民生委員・児童委員選任要領、主任児童委員選任要領（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局通知）に準じ、委員は次の資格要件を満たす者とする。

(1) 豊田市の議会の議員の選挙権を有する者（民生委員法第6条）

（年齢満18歳以上、3か月以上豊田市に住所を有する者）

(2) 年齢要件については、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、以下のとおりとする。

《年齢要件（委嘱日現在）》

	新 任	再 任
民生委員児童委員 主任児童委員	新任、再任ともに75歳未満	

- ※留意事項 ①地域の実情を踏まえ、弾力的な運用（75歳以上）が可能である。  
②空白期間のある委員経験者は新任の者に準ずる。

## 5 委員の適格要件

民生委員法及び民生委員・児童委員選任要領、主任児童委員選任要領（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局通知）に基づき、委員の適格者として次の要件を満たす者とする。

- （1）社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、円満な常識をもち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている者。
- （2）その地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく地域の住民が気軽に相談にいけるような者。
- （3）社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術を持ち、または、その素養があり、かつ、実行力のある者。
- （4）常に児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
- （5）家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間をさくことができ、かつ健康である者。

## 6 議員の兼職の可否

議員の兼職については、そもそも民生委員として職務上の地位を政治的目的に利用してはならないことが規定されており、事実上議員としての活動と民生委員としての活動を区分し得ない場合が生じやすいと思われるので、議会の議員が委員に就任することは認めないものとする。